

(特殊建築物の定期報告)

第8条 法第12条第1項の規定により市長が指定する建築物は、次の表の左欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分が、それぞれ同表の右欄に掲げる規模を有するもの(同項の安全上、防火上または衛生上特に重要であるものとして建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)第16条第1項に規定する建築物を除く。)とする。

用途	規模
劇場、映画館および演芸場	床面積の合計が300平方メートルを超えるものまたは3階以上の部分の床面積の合計もしくは地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
観覧場(屋外に観覧席を設けるものを除く。)、公会堂および集会場(床面積が200平方メートル以上の室を有するものに限る。)	床面積の合計が300平方メートルを超えるものまたは3階以上の部分の床面積の合計もしくは地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
病院および診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)	床面積の合計が300平方メートルを超えるものまたは3階以上の部分の床面積の合計もしくは地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
ホテルおよび旅館	床面積の合計が500平方メートルを超えるものまたは3階以上の部分の床面積の合計もしくは地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
政令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等	床面積の合計が500平方メートルを超えるものまたは3階以上の部分の床面積の合計もしくは地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場およびスポーツの練習場	床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの
百貨店、マーケットおよび物品販売業を営む店舗	床面積の合計が1,000平方メートルを超えるものまたは3階以上の部分の床面積の合計もしくは地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、料理店および飲食店	床面積の合計が500平方メートルを超えるものまたは3階以上の部分の床面積の合計もしくは地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
遊技場	床面積の合計が1,000平方メートルを超えるものまたは3階以上の部分の床面積の合計もしくは地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
公衆浴場	床面積の合計が500平方メートルを超えるものまたは3階以上の部分の床面積の合計もしくは地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホ	床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの

ール、待合、料理店、飲食店、および遊技場の 2 以上の用途に供する施設	
-------------------------------------	--

- 2 省令第 5 条第 1 項の規定により市長が定める報告の時期は、次の表の左欄に掲げる建築物の用途の区分に応じ、それぞれの同表の右欄に掲げるとおりとする。

用途	報告の時期
劇場、映画館および演芸場	平成 28 年およびその翌年から起算して 3 年ごとの年の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで
観覧場(屋外に観覧席を設けるものを除く。)、公会堂および集会場	
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、料理店、飲食店および遊技場	
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、料理店、飲食店および遊技場の 2 以上の用途に供する施設	平成 29 年およびその翌年から起算して 3 年ごとの年の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで
ホテルおよび旅館	
学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場およびスポーツの練習場	平成 30 年およびその翌年から起算して 3 年ごとの年の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで
病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)、共同住宅および寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅または老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 2 第 6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業もしくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 15 項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。)ならびに政令第 115 条の 3 第 1 項に規定する児童福祉施設等	
公衆浴場	

- 3 省令第 5 条第 4 項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第 1 項および政令第 16 条第 1 項に規定する特殊建築物に換気設備(機械換気設備を設けたものに限る。)、排煙設備(排煙機を設けたものに限る。)または非常用の照明装置が設置されている場合にあつては、建築物棟別調査結果書(昇降機等以外の建築設備等)(別記様式第 6 号)
- (2) 方位、道路および目標となる地物を明示した付近見取図
- (3) 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置および用途、報告に係る建築物の番号、敷地に接する道路の位置、種別および幅員その他必要な事項を明示した配置図
- (4) 縮尺、方位、間取、各室の用途、開口部および防火壁、防火区画、界壁、防火上主要な間仕切壁、隔壁の位置、延焼のおそれのある部分の外壁の構造ならびに主要部分の寸法および構造(第 1 号に該当する建築設備が設置されている場合にあつては、その位置および構造を含む。)を明示した各階平面図
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める図書

- 4 省令第5条第3項に規定する報告書ならびに前項の規定により提出する書類および図書の部数は、正副2通とする。
- 5 法第12条第1項の報告に係る調査は、報告の日前3月以内にされたものでなければならない。
- 6 省令第6条の3第5項第2号の規定による同条第2項第7号の書類の保存期間は、当該書類の提出を受けた日から起算して10年間とする。

(建築設備等の定期報告)

- 第9条 省令第6条第1項の規定により市長が定める報告の時期は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 2 法第12条第3項の規定による報告は、省令第6条第3項に規定する報告書に係る調査に用いた資料等で市長が必要と認める図書を添付して行わなければならない。
 - 3 前項の報告に係る調査は、報告の日前3月以内にされたものでなければならない。
 - 4 省令第6条の3第5項第2号の規定による同条第2項第8号の書類の保存期間は、当該書類の提出を受けた日から起算して3年間とする。